

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第71号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年6月12日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「県が実施した（水産多面的機能発揮対策事業）H28年から現在（申請から完了）までの伺い含む資料全部」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年8月8日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、別紙1のとおり公文書を特定し、条例第8条第1号及び第2号に規定する情報に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年8月10日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成30年12月25日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

改ざん行為を確認したため。

2 審査請求の理由

出すべき書類に黒塗をしている。（船名等は公開している）

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求日に審査請求人から電話により情報公開請求の趣旨について、審査請求人は、当該事業に係る補助の申請を検討しており、申請書類作成や事業実施の参考とするため、当該事業による補助の申請から完了に係る全ての書類の公開を求めていると連絡があった。これを受け、本件公文書を特定した。
- 2 審査請求人が公開を求める船名等について、審査請求人に確認を行ったところ、船舶の登録時に船名とともに登録する船舶のトン数や登録番号を指している。これらは、審査請求人の述べる通り、漁船法第10条により申請者の氏名及び住所、使用者の氏名及び住所といった個人に関する情報と合わせて登録されており、同法第21条により、何人でもその謄本の交付を請求することが可能である。一方、本件公文書には、活動組織の活動地域、住所が公開されていることから、当該船舶の所在する地域を特定することが可能である。これらの情報と、船名を組み合わせることにより特定の個人を識別することができるため、非公開と判断した。
- 3 水産多面的機能発揮対策事業では、漁業者等が行う多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の取組を支援しており、当該事業により支援した事業主体から、取組を行った組織の構成員や取組内容、また、取組を行った組織の構成員等に対して日当や借上料等の支払が生じた場合の支払を受けた個人の領収書等が証憑書類として提出されている。審査請求人が平成30年6月12日付けで情報公開請求した公文書は、上記、水産多面的機能発揮対策事業の補助の申請から完了までの公文書であり、条例第8条第1号に該当する、個人に関する情報及び特定の個人が識別できる情報については非公開と判断した。
- 4 以上により、条例第8条第1号及び第2号に該当する情報については非公開とし、その他の情報は公開した。

第5 審査請求人の反論要旨

実施機関の弁明書に対し、審査請求人から反論書が提出されており、その内容は、おおむね次のとおりである。

審査請求時に示した「船名」とか「船籍」等は、どの公開請求でも公開されている。又、それらの船主、又は船長名は公開している。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成30年12月25日	諮問

令和 6 年 6 月 2 5 日 第 1 部会（第 1 2 回）	審議
同 年 7 月 2 2 日 第 1 部会（第 1 3 回）	審議

第 7 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の審査対象について

実施機関は、本件請求に係る公文書を別紙 1 のとおり特定し、条例第 8 条第 1 号及び第 2 号に規定する情報に該当する部分を非公開とする部分公開決定処分を行った。

これに対して、審査請求人は、本件請求に係る公文書の特定についての指摘はなく、出すべき書類として非公開とした船名等の公開を求めている。船名等については、船舶の登録時に船名とともに登録する船舶のトン数や登録番号を指しているとのことであるが、トン数や登録番号については公開文書に記載がないことから、以下、当審査会では、実施機関が船名を非公開としたことの妥当性についてのみ検討することとする。

2 条例の規定について

(1) 条例第 8 条第 1 号について

条例第 8 条第 1 号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定しており、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開とする旨を規定している。

特定の個人を識別することができる情報は、氏名、生年月日及び住所等の、それだけで特定の個人を識別することができる情報をいう。

他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報は、単独では必ずしも特定の個人が識別されるとはいえないが、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得ることとなる場合には、当該記述等は特定の個人を識別することができる情報に該当する。

この場合の「他の情報」の範囲については、公知の情報や公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれることはもとより、仮に近親者や利害関係人であれば知り得るような情報もこれに含まれるとされている。

(2) 条例第 8 条第 1 号イについて

条例第 8 条第 1 号イは、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公

にされ、又は公にすることが予定されている情報」と規定され、本号の個人情報から除かれるものとして規定されている。

「法令若しくは他の条例の規定」とは、法令又は他の条例の規定であつて、何人に対しても公開することを定めている規定に限られる。

また、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味し、法令等の規定による許可、免許、届出等に際して作成し、又は取得した情報であつて、公益上の必要性により、従来から請求に応じて公開がなされている情報等が該当するものである。

3 実施機関が非公開とした部分の非公開情報該当性について

実施機関は、船名と他の情報を組み合わせることにより、特定の個人を識別することができるため、非公開と判断したとしている。

船名は、当該漁船の所在が判明していれば、その登録番号を確認し、漁船法第21条の規定に基づき漁船の登録の謄本の交付を請求することにより、所有者を特定することができるため、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報に該当する。

たしかに、漁船の船名及び所有者は、上記のとおり、漁船の登録の謄本の交付を請求することにより誰でも知りうるものであるから、単なる船名及び所有者は、法令の規定により公にされている情報に該当する。

しかし、本件請求は、水産多面的機能発揮対策事業の補助の申請から完了までの公文書の公開を求めるものであり、当該事業の関係者の氏名については、法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないから、漁船の所有者名は条例第8条第1号イには該当しない。漁船の登録の謄本により特定の個人を識別することができる情報である船名も、漁船の所有者名と同様に、条例第8条第1号イには該当しないと解するべきである。

以上により、条例第8条第1号の規定に該当するとして、漁船の船名及び所有者名を非公開としたことについての実施機関の説明に不合理な点はない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	

別紙 1

公文書の件名

- 1 平成 28 年度 水産多面的機能発揮対策交付金交付にかかる交付申請について
- 2 平成 28 年度 水産多面的機能発揮対策交付金の交付決定の通知について
- 3 平成 28 年度 水産多面的機能発揮対策交付金遂行状況報告(第 1 四半期)について
- 4 平成 28 年度 水産多面的機能発揮対策交付金遂行状況報告(第 2 四半期)について
- 5 平成 28 年度 水産多面的機能発揮対策交付金遂行状況報告(第 3 四半期)について
- 6 平成 28 年度 水産多面的機能発揮対策交付金実績報告書の提出について
- 7 平成 28 年度 水産多面的機能発揮対策交付金の額の確定通知及び支出について
- 8 調定決議書 (H 2 9. 3. 3 1 付)
- 9 平成 28 年度 水産多面的機能発揮対策事業の内示について (H 2 8. 5. 2 付)
(〇〇市分)
- 1 0 支出負担行為決議書 (H 2 8. 5. 6 付) (〇〇市分)
- 1 1 平成 28 年度 水産多面的機能発揮対策事業補助金の額の確定について (H 2 9.
3. 3 1 付) (〇〇市分)
- 1 2 支出命令書 (H 2 9. 4. 1 7 付) (〇〇市分)
- 1 3 平成 28 年度 水産多面的機能発揮対策事業の内示について (H 2 8. 6. 1 付)
(地域協議会分)
- 1 4 支出負担行為決議書 (H 2 8. 6. 2 付) (地域協議会分)
- 1 5 平成 28 年度 水産多面的機能発揮対策事業補助金の額の確定について (H 2 9.
3. 3 1 付) (地域協議会分)

- 1 6 支出命令書（H 2 9. 4. 2 8 付）（地域協議会分）
- 1 7 平成 2 9 年度 水産多面的機能発揮対策交付金にかかる交付申請について
- 1 8 平成 2 9 年度 水産多面的機能発揮対策交付金の交付決定の通知について
- 1 9 平成 2 9 年度 水産多面的機能発揮対策交付金遂行状況の報告について（H 2 9. 7. 2 6 付）
- 2 0 平成 2 9 年度 水産多面的機能発揮対策交付金遂行状況の報告について（H 2 9. 1 0. 2 5 付）
- 2 1 平成 2 9 年度 水産多面的機能発揮対策交付金遂行状況の報告について（H 3 0. 1. 1 2 付）
- 2 2 平成 2 9 年度 水産多面的機能発揮対策交付金の額の確定通知及び支出について
- 2 3 平成 2 9 年度 水産多面的機能発揮対策交付金実績報告書
- 2 4 調定決議書（H 3 0. 3. 3 0 付）
- 2 5 平成 2 9 年度 水産多面的機能発揮対策事業補助金の交付の内示について（H 2 9. 5. 1 0 付）（〇〇町分）
- 2 6 支出負担行為決議書（H 2 9. 5. 1 1 付）（〇〇町分）
- 2 7 平成 2 9 年度 水産多面的機能発揮対策事業補助金の額の確定について（H 3 0. 3. 2 9 付）（〇〇町分）
- 2 8 支出命令書（H 3 0. 3. 3 0 付）（〇〇町分）
- 2 9 平成 2 9 年度 水産多面的機能発揮対策事業補助金の交付の内示について（H 2 9. 5. 1 付）（〇〇市分）
- 3 0 支出負担行為決議書（H 2 9. 5. 8 付）（〇〇市分）
- 3 1 平成 2 9 年度 水産多面的機能発揮対策事業補助金の額の確定について（H 3 0. 3. 2 9 付）（〇〇市分）

- 3 2 支出命令書（H 3 0 . 3 . 3 0 付）（〇〇市分）
- 3 3 平成 2 9 年度 水産多面的機能発揮対策事業補助金の交付の内示について（H 2 9 . 5 . 2 付）（地域協議会分）
- 3 4 支出負担行為決議書（H 2 9 . 5 . 8 付）（地域協議会分）
- 3 5 支出負担行為変更決議書（H 3 0 . 3 . 2 9 付）（地域協議会分）
- 3 6 平成 2 9 年度 水産多面的機能発揮対策事業補助金の額の確定について（H 3 0 . 3 . 2 9 付）（地域協議会分）
- 3 7 支出命令書（H 3 0 . 4 . 2 7 付）（地域協議会分）
- 3 8 平成 3 0 年度 水産多面的機能発揮対策交付金にかかる交付申請について
- 3 9 平成 3 0 年度 水産多面的機能発揮対策交付金の交付決定の通知について
- 4 0 平成 3 0 年度 水産多面的機能発揮対策事業補助金の割当内示について（H 3 0 . 4 . 2 7 付）（〇〇市分）
- 4 1 支出負担行為決議書（H 3 0 . 5 . 1 付）（〇〇市分）
- 4 2 平成 3 0 年度 水産多面的機能発揮対策事業補助金の割当内示について（H 3 0 . 4 . 2 5 付）（地域協議会分）
- 4 3 支出負担行為決議書（H 3 0 . 4 . 2 7 付）（地域協議会分）